

# 『いはでしのぶ』の一品宮

——皇女から女院へ——

勝 亦 志 織

はじめに

中世王朝物語の一作品である『いはでしのぶ』には、「一品」の地位にある皇女の降嫁が描かれている。その諸相については前稿で考察したが、本稿では、一品宮がなぜ皇女から降嫁を経て女院の地位につくのか、女院の持つ意味を考察することで明らかにしたい。

前稿で述べたように、一品宮は「白河院の一品宮」という矜持を持ち続けた。一条院内大臣に降嫁した後も、飽かず宮中を恋慕う一品宮の姿は、何度となく物語に登場してくる。それは同時に、自身に対する嘆きに他ならない。「白河院の一品宮」の位置から転がり落ちたことで、彼女は尚更自身の在り所を「白河院」に求めているといえるだろう。

しかし、物語は一品宮を「降嫁した皇女」のままとはせず「女院」という位置に押し上げる。それは、一品宮の若君の即位によるものであるが、中世という時代を考えたとき「女院」

という位置は非常に重要な意味を持って浮上してくる。一品宮が「女院」として描かれていくことの背景に何があるのか。まずは、「女院」とはいかなるものであるのか確認することから始めたい。

## 一、「女院」の論理——母后優待と不婚内親王——

女院号の始めは、一条天皇生母藤原詮子、東三条院である。

正暦二年（九九一）九月十六日、女院号を宣下された。女院号の宣下は詮子の出家によるもので、出家後の処遇を如何にするかが問題となり、結果「依院例、判官代・主典代可宜矣」との勅定が下された。つまり、落飾が后位を退く理由となつていく。しかし、以後に落飾した后妃が、后位に何の影響を与えない場合も多くあり、ここでは詮子を母后として優遇するための新例を開く名分として、落飾がことさら強調されたのであろう<sup>注3</sup>。女院号の設立は母后優待を目的として成されたのである<sup>注4</sup>。その後、上東門院への女院号宣下により女院号が確立

し、三人目の陽明門院以下、様々に拡大しながら江戸時代、孝明天皇の生母新待賢門院に至るまで続いていく。では、どのよう<sup>注5</sup>に拡大していったのだろうか。

女院の要件として①天皇の生母すなわち国母であること、②后位にあること、これらが基本的なものとされる。それが、四人目の二条院（後一条天皇皇女章子内親王・後冷泉天皇太皇太后）に対しては、白河天皇女御藤原賢子の立后のために、后位に空席を設けるため太皇太后であった章子内親王が后位を退き二条院とされ、后位が順送りにされている。これは、「女院」を後宮における后位以外のもう一つの尊貴な地位としたのである。

次に、白河天皇皇女媞子内親王であるが、彼女は未婚のまま堀河天皇の准母として立后し女院となった。非妻后の皇后で未婚の皇女が女院となった初例である。さらに鳥羽天皇皇女暲子内親王は、二条天皇の准母として准三宮の宣旨を受け、女院となっている。つまり、国母でも、后位でもない皇女が女院となった初例である。

これらをまとめて、橋本義彦氏の類別によると、①国母后宮②非国母后宮③准母内親王（②中の未婚内親王の皇后の院号宣下を媒介にして）④国母准后（特に身分の低い国母に対するもの）、これらの待遇で女院の院号宣下が行われたとされる。

ここからわかることは、女院号宣下は国母に対するもの（上流公家出身・中流以下の公家出身を区別せず）と、未婚の内親王へ対するものが様々なヴァリエーションを替えて行われている。

ることである。つまり、「女院」は後宮制度の歪みを打開する方法でもあり、様々な后妃・国母・内親王を包括しているといえる。そして、院政期から鎌倉期にかけて、特に未婚の女院皇女が莫大な財産と権力を持っていく構図がすでに多数指摘されている。院政期以降、外戚が政治を掌握していた摂関時代とは異なり、天皇・法皇が政治を掌り莫大な皇室領を形成していった。それらを分散させないためには、未婚の皇女に伝領させ、さらに次の未婚の皇女へ、または甥などに当たる天皇へ伝領していくのである。その未婚の皇女たちは、天皇の准母などに置かれ「女院」という位置を与えられた。また、皇女の重要性が高まるにつれ、それまで天皇の后たちが最も不可侵な存在であったものが、皇女に取って代わられる。不可侵な存在としての皇女<sup>注7</sup>。それは皇女の地位が高まり、新たに「女院」として遇されていくことと密接に関わっている。

こうした時代背景が物語に影響されているのだろうか。史実において未婚の皇女の問題が女院へと続く以上、この物語においては皇女から女院となった一品宮へ当時の女院の影響がないとは言いい切れない。また、皇女の中でも特に神聖不可侵の皇女であった「一品宮」の存在を考えた時、その「一品宮」から女院になることの意味は大きいのではないだろうか。

## 二、一品宮の女院宣下

では、「いはでしのぶ」の一品宮は、どのように「女院」となったのだろうか。以下、本文を確認したい。<sup>注8</sup>

御夢などにも御覽じたりけることやありけん、かの若君を御子になずらえて、坊にすへきこえむと、院に申させ給へるに、さらなることなりや、おろかにおぼさんや、誠に誰か次立、ぬとならば、この御はからひことにいみじう侍りされ。またいでき給たくひあらば、そは聞こゆるにおよばずと、なのめならず喜び申し給ひて、やがて、その如月のうちに御子になし聞こえ入らせ給程の儀式、思ひやるべし。(中略)母宮などの御心の中、思ひやるべし。官司定まり、何か喜びの繁きころにて、入道の宮も太上天皇になずらえて女院とぞきこゆ。変わらぬ御身ならましかば、いま一際のきざみに上なき位にとて定まらせ給はましと、いまさら、あかず言ひ思ふ人のあれど(巻四相当・冷泉家本六〇―七ウ)

物語の中間、一品宮の兄である嵯峨院に皇子がいないため、一品宮の若君が「(嵯峨院の)御子になずらえて、坊にすへきこえむ」と立太子することになる。その結果、一品宮も「入道の宮も太上天皇になずらえて女院とぞきこゆ。」となる。この「太上天皇になずらえて」という表現をここでは重視したい。この「太上天皇」に「なずらえ」ることは、史実では東三条院や上東門院などを想起させ、物語では『源氏物語』の藤壺の宮を想起させる。

東三条院の女院号宣下には『栄花物語』において、「おりゐ

のみかどになぞらえて、女院ときこえさす」(巻第四「みはてぬゆめ」①一九六頁)<sup>注9</sup>と描かれている。さらに、上東門院に対しては「大鏡」が「世の人の申すやう、「太宮の入道せしめ給ひて、太上天皇の御位にならせ給ひて、女院となん申すべき。この御寺に戒壇たてられて、御受戒あるべかなれば、よの中のあまども、まいりてうくべかんなり」(二四七頁)<sup>注10</sup>、「栄花物語」が「おりゐの帝とひとしき御位にて、女院と聞えさすべき宣旨もてまゐりたり」(巻第二十七「ころものたま」③六二頁)と描かれる。これらは前述の「依例例:」や「年官年爵封戸、如太上天皇」(「女院小伝」)との東三条院の定めを解釈、認識したゆえであろう。

それと同時代に作られた『源氏物語』には、藤壺の宮に対してまったく同じ表現がされている。<sup>注11</sup>

入道後の宮、御位をまた改めたまふべきならねば、太上天皇になずらえて御封賜わらせたまふ。院司どもなりて、さまことにいつくし。(『源氏物語』「落標」巻②三〇〇頁)<sup>注12</sup>

これは、藤壺の宮所生の皇子冷泉帝の即位により、藤壺もまた母后として待遇される場面である。藤壺の宮が物語中、「女院」と呼称されることはない。しかし、「薄雲女院」なる呼称が古系図や古注釈にも見られ、藤壺の宮が女院になったという認識があったとみてさしつかえないだろう。入道(出家している)・自分の子供の即位、それゆえの女院号と、藤壺の宮と

『いはでしのぶ』の一品宮の共通項が見える。

しかし、最も大きな差異は藤壺の宮が桐壺帝の中宮であったのに対し、一品宮は帝の後ではなく、もちろん立后もしておらず、若君もまた兄嵯峨院の養子という形での即位という点である。この点を提示し、次に他の物語における女院について見ていきたい。他の物語との関連を見ることで『いはでしのぶ』の「女院」の特質を見たいからである。

### 三、物語史の中の女院

『いはでしのぶ』以外の物語の中で「女院」が登場するのは、すでに野村倫子氏が指摘するように、<sup>14</sup>『狭衣物語』・『夜の寝覚』・『有明の別れ』・『今とりかへばや』・『堤中納言物語』・『浅茅が露』・『石清水物語』・『風につれなき』・『風に紅葉』・『苔の衣』・『木幡の時雨』・『雲ににぎる』・『しのびね』・『松陰中納言物語』・『むぐら』・『我身にたどる姫君』である。これらの作品の中、『堤中納言物語』までが『いはでしのぶ』に先行する物語であり、『浅茅が露』以降が、『いはでしのぶ』と同時代あるいはそれ以降に成立したと考えられている作品である。また、『夜の寝覚』は末尾欠巻部で中宮が女院となったことが『物語二百番歌合』からわかり、『風につれなき』も該当部を欠巻しているが『風葉和歌集』に「風につれなきの女院」とあり、関白左大臣の中君が女院となっていることがわかる。

これらの作品の女院を見ていくと、そのほとんどが撰閲家の娘であり、中宮から女院へなるパターンばかりである。その契

機は、例えば『狭衣物語』では、「後の宮（一条院皇后）」と聞こえさせしも、<sup>15</sup>尼になりたまひて、今は女院とこそ聞こえさせし。（巻三②三四頁）と出家の際に女院となるか、『有明の別れ』では「帝、おりみさせ給ひぬれば、（中略）中宮も、内、春宮の御母にて、女院と申す。」（二二四頁）と、帝の退位によって女院となるか、女院となる契機は出家か夫である帝の退位なのである。

そして、重要であるのが自分の生んだ皇子が即位することにより、国母となり、女院となることである。<sup>17</sup>つまり、女院が「女の栄華」として描かれているのである。この「女の栄華」は「女院」という意識は、奇しくも『木幡の時雨』の女院が「上東門院」と名付けられているように、母后優待が女院号であった平安時代の踏襲であると考えられる。入内し立后、女院号を賜るという過程は、すなわち、撰閲家出身の女性の栄達の過程であった。その代表的な例は『我身にたどる姫君』である。

膨大な人物が登場する物語の中で、女院も三人（水尾女院・嵯峨女院・我身女院）登場し、どれも中宮、皇后、皇太后、太皇太后、そして女院と順にその地位が上がっていく。中世王朝物語のほとんどが撰閲家の物語である以上、女院が女性の最高位であるとの認識は当然の帰結である。ここでははっきりと「国母后宮」が「女院」なのである。それは、中世の軍記物語でも変わらない。典型例と思われる『平家物語』の建礼門院については以下のような表現がされる。

二二八内大臣重盛公ノ御子トス。即后ニ立給ヘリ。皇子御誕生アリシカバ、皇太子ニ立給。万乘ノ位ニ備給テ後ハ、院号有テ建礼門院ト申。太政入道娘、天下国母ニテ御座シ上ハ、トカク申ニオヨバズ。<sup>注18</sup>

これらは、他の諸本でもほとんど変わらない。ここでも、皇子の即位により女院号を賜ったと物語は語る。軍記物語では史実が基ではあるが、表現（語り方）はほぼ他の王朝物語と変わらないのである。

そのような中で注目に値するのが、『風につれなき』と『木幡の時雨』である。『風につれなき』は、先述のように、物語の肝心な部分が欠落し、『風葉和歌集』などからの推測であるが、関白左大臣の中君が女院となり「風につれなきの女院」とされている。この中君は、姉弘徽殿中宮が遺した若宮（後の堀河院）を未婚のまま養育した人物である。そのような摂関家の姫君がなぜ「女院」となったのか。姉中宮の死後、帝（後の吉野院）の入内要請もあつたが断つた様子が現存本文に描かれており、その後、欠落部分に入内し立后した可能性もないとは言切れないが、しかし、すでに指摘があるように「風葉和歌集」での呼称が「風につれなきの吉野の院の女院」とされてないことから、彼女が帝（吉野院）のもとに入内し、女院となつたとは考えられないだろう。<sup>注20</sup>つまり、姉の遺児堀河院の養母として准母の扱いにより女院とされたのではないだろうか。<sup>注21</sup>

しかし、史実には摂関家の姫君が后位を経ず女院となった例はなく、むしろここには未婚の内親王の例が影響しているのではないだろうか。史実の未婚内親王は、准母の待遇で「女院」となる。そのような中で、物語が新しい「女院」の形を生み出したとするならば、それは「皇位継承者の養育者」＝「女院」なのである。「国母后宮」が多くの中世王朝物語の「女院」の要件であることをふまえて考えれば、物語では、例え代わりでも「母」であることが「女院」の最大の要件であると言えるだろう。

また、『木幡の時雨』では次の引用部分にあるように、帝の本当の母である関白北の方が、一位の宣旨を受けている。

春宮十七にて、御位を譲り奉り給ひて、内は堀河の院に降り居させ給へば、やがて二の宮、春宮に居給ふ。后、院号賜り給ひて、上東門院と聞こゆ。その時、女院、内に申させ給ふやう、「知らせ給はぬ御ことなれば、苦しからねど後ろめたくやと奏し侍る。君は関白の上の御腹に宿らせ給ひぬるを、あるやうありて、ここにものさせ給へる。院号なども、かの上こそ賜り給ふべけれども、人知れぬ御ことは力及ばず」と申させ給へば、「また知る人はなきか」と仰せられて、めづらしくあはれと聞かせ給ひて、関白の上、御母代に参り給ふべきよし宣旨なりければ、つつましさも忘れて、御恋しさもかたじけなくて参り給ふ。（中略）帝・春宮あはれにめづらしく御覽じよるこばせ給ひて、こ

まやかに宣旨下りて一位になり給ひぬ。(頁七一—七二)<sup>注22</sup>

物語は表向きの親子関係と実際の親子関係が相違しており、帝と上東門院の子とされているのは、実は帝と関白北の方の子であり、関白と北の方の子とされているのが関白と上東門院の子なのである。そのため、春宮が即位したとき、上東門院は眞実を伝え「院号なども、かの上こそ賜り給ふべけれど」とし、結果、帝の実母である関白の北の方には母代として参内させ一位の宣旨が下るのである。これは結局、国母優待の論理である。紆余曲折のはて、一人は関白北の方、一人は女院と、共に女の栄華を極めて二人なのにもかかわらず、物語はやはり帝の実母をないがしろにはできず、母代として一位という位を贈ることになる。この文脈は帝の実母＝国母が物語の中で重要視されていたことを示す端的なものであろう。

このように見ていくと、「いはでしのぶ」の女院が他と違う様相を示していることがわかる。皇女であり、降嫁の後に、若君の即位により女院とされた一品宮はかなり異質な存在である。すでに指摘されている通り、皇族出身の女院は二例しかない<sup>注23</sup>。しかし、物語群を見通して強調しておきたいのは「皇位継承者の母」であることが「女院」に必要な不可欠の要因であることである。他と違う様相を示す本物語でも「母」であることが「女院」の大きな要件であることに変わりはない。「風につれなき」では養母が女院であったが、本物語では実母が女院となるのであり「国母」であることは間違いないのである。

これらをふまえて再度問題としたいのは、「太上天皇にならずらえて」という表現である。すでに指摘したように、まったく同じ表現は早く「源氏物語」に見える。これが何を意味するのか、次節において考察したい。

#### 四、一品宮から女院へ——「女院」が示す問題

『源氏物語』と「いはでしのぶ」に共通する「太上天皇にならずらえて」という表現。他に同じような表現と捉え得るのは「我身にたどる姫君」にあるが、こちらはもっと明確に「太上天皇の位えさせたまひて」とある。<sup>注24</sup>しかし、「我身にたどる姫君」の場合、史実の二条院の場合とほぼ同様であり、加えて、物語の成立が「いはでしのぶ」の前後が不明のため影響関係を考えることそのものは控えておきたい。そう考えると「太上天皇にならずらえて」は『源氏物語』と「いはでしのぶ」のみに共通する文であることになる。この表現が他の中世王朝物語でまったくなされていないことと対照的である。

けれども、それ故に「いはでしのぶ」が「女院」を造形するために、『源氏物語』の藤壺の宮を念頭に置いていることが浮き彫りになってくる。物語が志向した先、それは王朝文化華やかなりし平安時代であるといえようか。しかし、もう少し踏み込んで言えば、皇女が女院となる先例を『源氏物語』に求めているともいえよう。母后優待の論理の枠組みの中で、多くの物語の女院は摂関家出身の姫君であった。その一方で藤壺の宮と一品宮は、皇女・帝の母・入道という共通点を持つ。だが、す

でに皇女の結婚という形でも藤壺の宮と一品宮は共通性を持っていた。

藤壺の宮は、桐壺帝とは皇統を異にする先帝の皇女であった。桐壺帝による入内要請に、先帝の後であった宮の母はすぐには承知せず、結局、母後の死により入内が成されている。藤壺の宮は先帝にとつて后腹の姫宮であった。皇女の母が后かそうでないかの重要性は、例えば柏木が落葉の宮を「下臈の更衣腹」であったがゆえに軽視したことからも理解されるように、后腹の藤壺の宮は先帝にとつて重要な姫君であった。その後腹の藤壺の宮が桐壺帝に入内した意義は大きい。それはまさしく皇女の聖性による「血の保証」に他ならない。<sup>注25</sup>

一方、「いはでしのぶ」の一品宮は、白河院鍾愛の姫宮として一品の位を授けられた姫宮であり、その尊貴性はこの上もない。そのような姫宮が、密通の結果とはいえ断絶した皇統である一条院の血を引く一条院内大臣のもとに降嫁することで物語は始発する。皇女の結婚が皇統断絶の補償となっていることはすでに指摘があるが、一品宮は断絶した皇統の姫宮ではないものの、「血の保証」を逆手に取った一条院内大臣により降嫁となる。つまり、藤壺の宮も一品宮ともに、皇統断絶の境に置かれた、皇統にとつて重要な皇女の結婚なのである。こうした共通性を持った二人がともに女院として遇されていくのは何を意味するのだろうか。

『源氏物語』の中で、藤壺の宮は「女院」と明言されない。物語が設定している時代には「女院」そのものが存在しないこ

とが理由の一つとして挙げられるだろう。しかし、「御封」「院司」などの言葉からは「女院」を表現しようとしていることが看取され得るし、『源氏物語』の成立の周辺は、まさに母后―女院の周辺であった。また、『風葉和歌集』が藤壺の宮を「薄雲の女院」と記していることは、「いはでしのぶ」の成立あるいは享受された時期にはすでに藤壺の宮＝女院という意識があったことを示している。<sup>注27</sup>その上で、女院となったきっかけを考えると、藤壺の宮も一品宮も自身の息子の即位（あるいは立太子）であった。それは新たな皇統の開始でもある。皇統の断絶から、国母である自身を媒介にして新皇統が成立する。そうした中で「太上天皇になずらえて」という表現を物語に取り込んだ「いはでしのぶ」は、だからこそ「国母」となった一品宮を「女院」に遇したと言えるだろう。<sup>注28</sup>

さらに問題となるのが、後文の「変わらぬ御身ならましかば、いま一際のみぎみに上なき位にとて定まらせたまはまし」（冷泉家本七〇七ウ）と言う人もいるという叙述である。つまりは、一品宮が出家していなければ、「上なき位」にもなれたのに、ということである。ここで見られるのは「女院」が他の物語のように、女性の最高の地位とは捉えていないということである。「女の栄華」のはては女院といった物語の多い中、これは異質なことといえよう。こうした意味で、出家したのものにも与えられるのが「女院」という地位なのである。出家で喚起されるものは、やはり東三条院や上東門院のイメージであり、冷泉帝の即位時にはすでに出家していた藤壺の宮である。

言い換えれば、物語は『源氏物語』を通して東三条院や上東門院の例を想定している、ともできる。同時代的な女院は出家と院号の因果関係はない。それが、唯一強調されたのは東三条院や上東門院なのである。ここで言えることは、『いはでしのぶ』の女院・一品宮には、同時代的な女院のイメージなのでなく、平安時代、女院号が創始された頃のイメージが付与されている、ということである。

同時代的な女院は、「国母后宮」であつた大宮院の例と、不婚内親王であつた皇女たちである。そこには、皇女でありつつ、「国母」となつた例など見出せ得ない。加えて、同時代の後嵯峨院政期の後、兩統迭立期には未婚内親王の准母立后による女院は歴史上演えていく。一品宮が問題とされるのであれば、彼女が「一品宮」という皇女であり、かつ女院となつたという、まさにその間に位置するという点であろう。しかし、これまで見てきたように、「女院」としての一品宮は、「国母」として待遇したい所を、すでに出家しているため「女院」とした、という「国母優待」の論理の上に成り立っているのである。

しかし、では「上なき位」をどのように考えれば良いのだろうか。物語の初めを思い起こせば、一品宮は「されば御門・后のおぼし聞こえさせたまふさまのめならず、また世になからむ例をも取り出でて、いかにもてなし聞こえんとのみおぼされしに」(巻一、一五二頁)と「世になからむ例」が取り沙汰されていた。ここでは、この「例」が何を指すのかは不明確であ

るが、「いま一際注31のきざみに上なき位」とされれば、そこにはおのずから「女帝」の地位が垣間見られる。すでに、「世になからむ例」に対して女帝の可能性が指摘されているが、ここではそれ以上に明確に「女帝」への志向が読み取れるであろう。もちろん、女性にとつての「上なき位」は皇后や皇太后などの后としての地位も考えられよう。しかし、一品宮の「一品宮」という皇女としての過去をかんがみたまふ時、「女帝」こそ一品宮にふさわしい「上なき位」となる。

史実では八条院暲子内親王が女帝の可能性があつた皇女であつた。注32物語では「今とりかへばや」に女春宮が描かれ、『我身にたどる姫君』では女帝が登場し理想の治世を行っている。また、興味深いことに「今とりかへばや」の春宮はその後女院となつている。加えて、「掣注33ににころ」の一品宮は、幼い異母弟である帝の女御代となつて政治を掌り、一品宮の母は女院となり幼帝を養育する。このように中世の物語(あるいは歴史でも)には、女帝への志向があり、そして、それが「女院」の地位と関わっているのである。

#### 終わりに——「母」としての一品宮

では、「女院」として待遇された一品宮は、どうなるのだろうか。答えは明確である。それはまさに「養育者II母」という役割である。自分の若君・姫君はさることながら、いはでしのぶの関白と前斎院との子供である右大将を養育していく。特に姫君(二品宮)の結婚問題をめぐっては、嵯峨院といはでし



のぶの関白の間に入り、結局、いはでしのぶの関白との結婚を許す。それは、自分がかつて、一条院内大臣との婚姻を父帝、母后により許されたように、二品宮の結婚を許すのである。二品宮については、「女院の姫宮も二品内親王の宣旨被らせたまふまに」（冷泉家本一五〇）と、兄の即位、母の女院宣下により内親王となる。これにより再び物語の核となる皇女が誕生したのである。「女院の姫宮」という表記からは、この内親王宣下に、母である一品宮の「女院」としての位置が関係していたことを示している。

「女院」となった一品宮は、もはや皇女としての「一品宮」ではなく、「母」として采配を振るう。つまり、彼女は「女院」となることで、皇女争奪ゲーム<sup>33</sup>の駒から外れる。恋愛の対象から、それを許す側への転換がここにはある。「母」としての「女院」「一品宮、言い換えれば、彼女は「女院」と規定されることで「母」として規定されるのである。そして、若君の即位により、対立していた一条院皇統と白河院皇統が融和し、その融和した皇統にはもはや「一品宮」という聖なる皇女不婚の皇女は必要ないということもある。白河院の一品宮でありながら、一条院内大臣の妻でもあった一品宮は、「女院」として位置づけられることで、「新たな皇統の母」という自身の在り所に落ち着くのである。

注

1 拙稿「いはでしのぶ」の「一品宮」「二品宮」の降嫁―

（『学習院大学日本語日本文学』創刊号、二〇〇五年三月）

2 『院号部類記』所収「後小記」正暦二年九月十六日条（『大日本史料』第二編之一、東京大学史料編纂所、一九二八年）

3 橋本義彦「女院の意義と沿革」（『平安貴族』平凡社、昭和六十一年）

4 大和典子「女院の成立と撰関家」（『政治経済史学』四〇〇号、一九九九年）によると、女院の成立は国母（母后）優待のためではなく、撰関家の成立と安定の為に創設されたものだとする。しかし、国母は撰関家の姫君であり、国母を優待することは結果的に撰関家の安定につながる以上、国母優待の論理は女院にとって重大な要素であることに変わりはない。

5 女院についての論考は、前掲注三橋本論文をはじめ、野村育代「女院論」（『シリーズ女性と仏教』信心と供養）平凡社、平成元年）などに代表される。

6 網野善彦「異形の王権」（平凡社、昭和六十一年）・野村育代「中世における天皇家―女院領の伝領と養子」（『家族と女性の歴史―古代・中世』吉川弘文館、平成元年）・五味文彦「聖・媒・縁―女の力」（『日本女性生活史』2 中世）東京大学出版会、平成二年）・伴瀬明美「院政期―鎌倉期における女院領について―中世前期の王家の在り方とその変化」（『日本史研究』第三七四号、

平成五年十月)、「院政期における後宮の変化とその意義」(『日本史研究』第四〇二号、平成八年二月)・栗山圭子「准母立后制にみる中世前期の王家」(『日本史研究』第四六五号、平成十三年五月)などに指摘がある。

7 三田村雅子「いはでしのぶ物語」(三谷栄一『体系物語文学史』第四卷、有精堂、一九八九年)

8 「いはでしのぶ」の引用は、小木喬「いはでしのぶ物語本文と研究」(笠間書院、一九七七年)より、適宜私に表記を改めた。また、新出資料である冷泉家本については、冷泉家時雨亭文庫編、冷泉家時雨亭叢書第四十三巻「源家長日記・いはでしのぶ・撰集抄」(朝日新聞社、一九九七年)より適宜翻刻した。

9 『栄花物語』の引用は小学館、新編日本古典文学全集による。

10 『大鏡』の引用は、岩波書店、日本古典文学大系による。物語の女院については、野村倫子「物語の「女院」、素描 平安・鎌倉期に見える「女院」の系譜」(高橋亨編『源氏物語と帝』森話社、二〇〇四年)に概要が述べられている。「源氏物語」の藤壺の宮についても言及されているが、「女院」と明記された人物が活躍するのは『狭衣物語』が初出とされている。

12 『源氏物語』の引用は小学館、新編日本古典文学全集による。

13 薄雲女院について、『源氏物語古系図』では九条家本・

為氏本・正嘉本などに見え、古注釈では『紫明抄』・『河海抄』・『花鳥余情』などに見える。また、『源氏物語歌合』や『風葉和歌集』でも藤壺の宮を「薄雲の女院」と記している。

14 物語の女院については、前掲注十一野村論文において、平安期から鎌倉期までの物語の女院が総括されている。氏の論と重複する部分もあるが、本稿では物語史において「女院」がどのように描かれているのか見ることで

「いはでしのぶ」の「女院」を考察することを主眼としている。

15 『狭衣物語』の引用は小学館、新編日本古典文学全集による。

16 『有明の別れ』の引用は、大槻修訳・注『有明の別れ』ある男装の姫君の物語(創英社、一九七九年)による。

17 田中貴子「中世の皇室と女性と文学」(『岩波講座日本文学史』五、岩波書店、平成七年)・前掲注十一野村論文。

18 『平家物語』の引用は勉成社、『延慶本平家物語 本文篇』上による。

19 他に確認した諸本は、覚一本(岩波古典文学大系)・長門本(『長戸本平家物語の総合研究』勉誠社、平成十年)・四部合戦状本(訓読 四部合戦状本平家物語)有精堂、一九九五年)・『源平盛衰記』(新定 源平盛衰記)新人物往来社、昭和六十三年)。

- 20 小木喬『鎌倉時代物語の研究』(有精堂、昭和五十九年)
- 21 中世王朝物語全集『木幡の時雨・風につれなき』(笠間書院、一九九七年)所収、『風につれなき』改題による。
- 22 『木幡の時雨』の引用は中世王朝物語全集『木幡の時雨・風につれなき』(笠間書院、一九九七年)による。
- 23 前掲注十一野村論文。皇族出身の女院は、『今とりかへばや』の女春宮と『いはでしのぶ』の一品宮だけである。なお、野村氏も指摘しているように、この二つの作品は皇位の継承方法が特異である。
- 24 この表現が直接「女院」と同意であるか問題はあるところだが、次の場面では太皇太后宮は「女院」とされているので、これもまた「女院」となった表現の一つとして考えておく。
- 25 今井久代「皇女の結婚―女三宮降嫁の呼びさますもの―」(『むらさき』第二六輯、一九八九年七月)
- 26 前掲注二十五今井論文
- 27 前掲注十三参照。
- 28 前掲注十一野村論文において、『いはでしのぶ』の女院に藤壺の宮の影響があることが指摘されているが、本稿とは視点を異にする。
- 29 後嵯峨院時代に女院宣下された者は以下の通りである。  
宣仁門院(四条天皇女御)・正親町院(土御門天皇皇女)・室町院(後堀河天皇皇女)以上、後嵯峨帝による宣下。大宮院(後嵯峨天皇中宮)・仙華門院(土御門天皇皇女)・永安門院(順徳天皇皇女)・神仙門院(後堀河天皇皇女)以上、後深草帝による宣下。東二条院(後深草天皇中宮)・和徳門院(仲恭天皇皇女)・月華門院(後嵯峨天皇皇女)・今出河院(龜山天皇中宮)・京極院(龜山天皇皇后)以上、龜山帝による宣下。また、後嵯峨院時代に女院宣下が多く行われるのは、皇統の違う皇女たちが持っていた所領を、後嵯峨皇統に集めるためだとされている。
- 30 野村育代「王権の中の女性」(『中世を考える 家族と女性』吉川弘文館、平成四年)
- 31 辛島正雄『中世王朝物語史論』上巻(笠間書院、平成十三年)
- 32 『愚管抄』、『今鏡』、『古事談』などに、八条院が女帝として擁立されそうになった話が記されている。荒木敏夫『可能性としての女帝』(青木書店、一九九九年)
- 33 足立彌子「いはでしのぶ」(神田龍身・西沢正史編『中世王朝物語。御伽草子事典』勉誠出版、二〇〇二年)